

瀬戸内町町制施行70周年記念ロゴマーク使用ガイドライン

瀬戸内町町制施行70周年記念ロゴマークを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に瀬戸内町役場へ申請し、許可を受ける必要があります。このガイドラインをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

① デザイン使用のルール

瀬戸内町町制施行70周年記念ロゴマークを使用する場合には、下記の事項を遵守してください。

- (1) ロゴのタイプ・コピーを変更しない。
- (2) 要素をバラバラに組み合わせたり、指定以外の位置関係や大きさに使うことしない。
- (3) 各要素の文字を他のフォントで代用しない。
- (4) 他の要素を加えることや、ロゴの一部のみの使用はしない。
- (5) 色や明度が紛らわしい背景や模様・写真の上に表示するなど、明らかに視認性を損なうような表示は避ける。
- (6) ロゴにテーマカラー以外の色を使用したり、要素ごとに色を変えて表示することはしない。
- (7) 縦横の比率を変えての使用はしない。また、ロゴを回転・傾斜・変形や縁取り・3D加工をしての使用はしない。
- (8) ロゴ周囲に十分な余白を確保することとし、ロゴに対して文字・写真・枠などが近すぎる配置はしない。
- (9) ロゴのサイズは、印刷する場合は横幅25mm 以上、WEB の場合は横幅120px とし、小さすぎて文字やモチーフが潰れることはしない。
- (10) ロゴの使用期間は、2026年5月27日～2027年3月31日までとする。

② 使用規定の概要

瀬戸内町町制施行70周年記念ロゴマークを使用するにあたっては、商用・非商用を問わず必ず事前に瀬戸内町役場へ申請し、許可を受ける必要があります。ただし、下記いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 瀬戸内町役場が主体的に実施する事業において使用する時。
- (2) その他町長が認めたもの。

※次の場合には、使用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の商品、又は事業所等のためのロゴマークと混同される使用内容である場合。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 瀬戸内町役場、若しくはロゴマークの品位を損なう使用内容である場合。
- (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) ①デザイン使用のルールが守られていないとき。
- (8) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

※ 上記に反した場合は、直ちに使用許可を取り消します。また、使用許可を取り消した際に発生する損害・費用に対し、瀬戸内町役場は一切負担いたしません。

※ ロゴマークの商標登録・意匠登録その他の一切の登録を禁じます。

※ 不明な点は瀬戸内町役場までお問い合わせください。

【事務局】

〒894-1592

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23

瀬戸内町役場総務企画課企画係

電話：0997-72-1112（直通）

Fax：0997-72-1120

メール：kikaku@town.setochi.lg.jp